

横浜市フードドライブ物品貸出取扱要綱

制 定 令和2年9月15日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市の食品ロス削減の取組としてフードバンク・フードドライブ活動を支援、推進することを目的とし、資源循環局が保有する、フードドライブ実施時に必要となる物品（以下「物品」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 この要綱により貸し出す物品は、次のとおりとする。

- (1) 食品回収ボックス
- (2) のぼり旗（ポール無）
- (3) のぼり旗（卓上型）
- (4) 表示板データ（データでの提供）

(貸出対象者)

第3条 物品の貸出し対象者は、市内に所在する企業又は市内で活動する団体（自治会、町内会、学校、商店街、任意の活動グループ等）とする。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、3か月までとする。

(個数制限)

第5条 貸出しは、1団体につき食品回収ボックス5台まで、のぼり旗（ポール無）3枚まで、のぼり旗（卓上型）3個までとする。

(使用料)

第6条 使用料は物品の数に限らず無償とする。

(貸出し申請手続)

第7条 物品の貸出しを希望する場合は、貸出しを希望する日から7日前までにフードドライブ物品貸出申請書（様式第1号）を資源循環局3R推進課長（以下「3R推進課長」という。）に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第8条 3R推進課長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、申請団体等へ承認又は不承認を決定通知書（様式第2号）で通知するものとする。

(貸出し方法)

第9条 貸出しの決定を受けた者（以下「使用者」という。）は、本市が指定する場所において、資源循環局3R推進課（以下「3R推進課」という。）から物品の貸出しを受けるものとする。

(返却方法)

第10条 使用者は、フードドライブ実施報告書(様式第3号)を提出するとともに3R推進課による物品状態の確認を受けた上で、物品を返却するものとする。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 物品をフードドライブ以外の目的に使用しないこと。
- (2) 物品を破損又は紛失しないよう注意すること。
- (3) 物品の形状を変え、または改造しないこと。
- (4) 物品を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (5) 表示板のデータについては、必要入力事項以外は改変しないこと。
また、当該申請の目的以外に使用しないこと。
- (6) 回収した食品はフードバンク団体等へ寄贈すること。

(貸出しの取消)

第12条 3R推進課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しの決定を取り消し、物品を返却させることができる。

- (1) 使用者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第13条 使用者は、物品が破損又は紛失したときは、直ちに3R推進課長に報告するとともに損害を賠償しなければならない。ただし、通常の使用による破損等と管理者が認める場合については、この限りではない。

(横浜市の免責)

第14条 横浜市は、フードドライブ実施に伴い発生したトラブル等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、物品の貸出しに関して必要な事項は、3R推進課長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年9月15日から施行する。